

(1) 保育サービスが保障されるべき範囲に係る現行制度の課題(つづき)

- 就労等の有無を問わず、専業主婦であっても保育サービスを保障すべきという考え方があるが、どう考えるか。
(すべての子育て家庭に対する支援の必要性は明らかであり、また、公費による給付の公平性の観点からも、一定の支援が行われるべきではないか。一方、専業主婦家庭に求められる支援は、就業家庭に対する保育サービスとは異なる側面もあるが、一時預かりの保障の充実を含め、保育サービスの提供をどう考えるか。)

(2) 判断基準の基本的枠組みについて

- 現行制度では、市町村において、自らの条例による判断基準に基づき、受入保育所の決定と一体的に「保育に欠ける」か否かの判断を行う仕組みとなっている。こうした仕組みは、地域の実状に応じたきめ細かな運用を可能とする一方で、条例による判断基準自体を、地域の供給基盤の状況に合わせる事が可能となっている。
- 居住市町村に関わりなく一定の保育サービスを保障する観点からは、最低限保障されるべき範囲については、国が定めた上で、地域の実情に応じた対応を可能とする仕組みが必要ではないか。
- 特に、母子家庭・父子家庭や、虐待ケースなど、特に保障の必要性の高い子どもについては、地域に関わりなく最低限保障されるべきとして、制度上も明示する方向で見直すことが必要ではないか。

(3) 必要度の高い子どもに関する利用の確保

- 現行制度では、市町村において、サービスの必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を上回る場合には、対象者間の優先度についても同時に判断している。

- どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、事業者による選別が起こらない仕組みが必要。

- ※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務（正当な理由なく提供を拒んではならない）が課せられている。